

## IV. 社会貢献活動

当社は地方に存立基盤を有し、「この島の損保。」として地域社会の皆さまよりお力添えいただき損害保険事業を営んでいます。少しでも地域社会の発展に寄与したいとの想いから毎年社会貢献活動を行っています。以下は2016（平成28）年度に行なった社会貢献活動です。

### 1. 車椅子の寄贈

当社は、1990（平成2）年5月、救急診療所の「車椅子が不足している」との新聞紙上への投稿がきっかけで、その年の7月、那覇市救急診療所へ車椅子を寄贈したことに始まり、それ以来、当社の社会貢献活動の一環として、毎年実施しています。

2016（平成28）年度は、県内12市町村（社会福祉協議会含む）等に対し、合計24台の車椅子を寄贈しました。

また、2015（平成27）年度からは新たな取り組みとして、競技用車椅子1台（障がい者バスケットボール競技用）を沖縄県障がい者スポーツ協会に対して毎年寄贈しています。これは2020年の東京パラリンピックに向けて、県内からも日本代表候補選手の選出が期待される中、障がい者スポーツの認知向上、発展・支援を目指すものであります。今後も利用効果の高い社会貢献ができるよう取り組んでいきます。

今回の寄贈により、これまでの27年間で延べ942台の車椅子を寄贈しました。



### 2. 交通事故防止に向けた活動

#### (1) 交通安全講習会の開催

当社では、「あんしん・あんぜんな沖縄県」を目指し、交通安全に向けた取り組みを行っています。その中でも交通事故防止に向け、タクシー・バス会社等の公共交通機関や医療・福祉関係事業者等の従業員の皆さまを中心に無償で交通安全講習会を開催しています。講習会では、交通事故の実態、事故加害者の法的責任や道義的責任、危険回避の方法および自動車保険加入の重要性など、参加対象者に応じたカリキュラムを通じて、安全運転の啓発に取り組んでいます。

また、若年層の交通事故防止を目的として、高校、大学、専門学校を訪問し、交通事故の恐ろしさや悲惨さ、交通事故を未然に防ぐための方法等をテーマとした交通安全講習会も継続して実施しています。

2016（平成28）年度は計172回の交通安全講習会を実施し、交通事故防止に向けた啓蒙・提案活動を行いました。

なお、2015（平成27）年度は、沖縄県交通安全協会連合会からの要請により、法律に基づく「安全運転管理者等講習制度」の外部講師を当社から派遣しています。2016（平成28）年度は県内2か所において「飲酒運転根絶」をテーマとした安全運転管理者講習を実施しました。



#### (2) 飲酒運転根絶啓発活動

当社は沖縄の飲酒運転根絶を願い、2016（平成28）年は下記の取り組みを行いました。

- 2016（平成28）年7月12日に那覇警察署より、当社は飲酒運転根絶運動PR企業、イメージキャラクターのデイゴーマンはPR大使に指定されました。

- 2016（平成28）年7月15日に波の上自動車学校において、那覇警察署、那覇地区交通安全協会主催の飲酒運転実体験教室が開催され、当社より若手社員6名が参加し、飲酒運転の危険さを体験したことにより、飲酒運転根絶運動の気運を高めました。

- 2016（平成28）年8月1日、那覇警察署主催の飲酒運転根絶イベントが開催され、当社に飲酒運転根絶リストバンドが贈呈されました。当社社員が同リストバンドを着用・配布し、飲酒運転根絶を訴えました。

●2016（平成28）年8月31日に沖縄県警より、当社の交通安全指導講師が飲酒運転根絶アドバイザーへ4年連続で委嘱されたことに伴い、交通安全講習における飲酒運転根絶に関する情報の充実を図りました。

●2016（平成28）年9月9日に沖縄県、沖縄県議会、沖縄県警察が主催の飲酒運転根絶県民大会が沖縄市民会館にて開催され、当社社員が企業代表として、飲酒運転根絶宣言を行いました。

### (3) ランドセルカバー寄贈

2017（平成29）年4月5日に開催された「平成29年 春の全国交通安全運動開始式」において、那覇市長より新一年生向けランドセルカバーの寄贈に対する感謝状を受けました。

株式会社旭堂と当社は共同で、那覇市内の登校に不慣れな新小学1年生の交通安全支援と、交通安全推進活動に寄与することを目的とし、2005年より継続して黄色いランドセルカバーを那覇市へ寄贈しており、今年で13回目となります。



### (4) 沖縄の産業まつりへの出展参加

2016（平成28）年10月21日から23日の3日間「第40回沖縄の産業まつり」が奥武山公園にて開催され、当社も出展しました。

今回も昨年同様、『飲酒運転根絶』をメインテーマに掲げ、沖縄県における飲酒運転に関する統計資料や実際の事故写真、飲酒運転罰則規定などの資料を展示しました。

また、『よっぱらい体験コーナー』と題して、ゴーグルをかけると飲酒状態が疑似体験できるコーナーを設け、ご来店いただいたお客さまにそのゴーグルをかけていただき、三角コーンの間をジグザグに歩くことができるか体験をしていただきました。



### (5) 交通遺児育成会への寄付

2016（平成28）年12月28日、交通事故被害者への支援を目的として、当社内で募った募金をもとに、公益財団法人沖縄県交通遺児育成会へ寄付を行いました。

寄付金は同育成会を通して交通事故にあった保護者をもつ児童・生徒に対し、奨学・育成金として給付されます。



### (6) 表彰実績

交通事故防止に向けた継続した取り組みが評価され、以下の表彰を受賞しました。

●2016（平成28）年5月26日 うるま警察署長・うるま地区交通安全協会会長連名 交通安全優良事業所表彰

●2016（平成28）年6月17日 那覇地区交通安全協会会長・那覇警察署長連名 平成28年度交通安全功労者表彰

●2016（平成28）年8月12日 沖縄県警本部長・沖縄県交通安全協会連合会会長連名 平成28年度交通安全優良事業所表彰

●2017（平成29）年2月24日 那覇警察署長 交通安全協力功労団体感謝状

●2017（平成29）年3月1日 大同火災損害調査株式会社が、那覇警察署長、自動車安全運転センター沖縄事務所長連名 優秀安全運転事業所表彰（銅賞）

### 3. 自然災害被害防止・軽減に向けた活動

#### (1) トータルリビングショーへの出展参加

2016（平成28）年10月14日から10月16日の3日間、「第30回沖縄県トータルリビングショー」が沖縄コンベンションセンターで開催され、当社も出展しました。

**DAY-GO!**すまいの保険の保険料試算をはじめ、火災保険、地震保険のポスター掲示、パンフレット配布、風災被害の写真掲示および火災保険、地震保険の補償内容の説明等を行いました。

#### (2) 台風対策の調査・研究

2013（平成25）年度より沖縄県建築士会との共同研究を重ねて、2014（平成26）年6月に小冊子「わが家の台風対策」を発刊し、県・市町村、金融機関、代理店への配布、営業店へのパネル掲示を行い、その中で雨戸、シャッター、防風ネットなどによる窓ガラスの防風や屋根瓦・エアコン室外機の固定等の台風被害防止策を紹介しています。

また、パレットくもじのドア・ガラス保護を目的として防風ネットを設置していますが、2014（平成26）年に接近した台風8号と19号の強風に対してドア・ガラスの破損はなく、防風ネットの効果の確認ができたと考えています。

#### (3) リスクサーベイ（台風リスク診断サービス）の実施

過去、台風災害を原因として数度の罹災を被った火災保険のご契約者を対象に損害軽減策をリスクサーベイ（台風リスク診断サービス）（注1）という手法により提案しています。

（注1）リスクサーベイとは、損害鑑定人や当社社員が現地調査を実施し、リスクの発生頻度・損失の大きさなどを勘案してリスクを総合的に評価する手法です。台風リスク診断サービスでは、火災保険契約者を対象に風水災に対する危険を洗い出し、台風災害時の被害拡大防止に向けたアドバイスを行っております。

### 4. 地域社会への寄付・寄贈等

#### (1) 琉球大学寄付講座

当社は、郷土の損害保険会社の社会貢献の一環として、2004（平成16）年度より、地元の琉球大学理学部へ寄付を行い、寄付金による講座「保険数理Ⅰ～Ⅳ」を開設しています。

講義は主に数学を学ぶ学生を対象に、専門的な数理手法の習得と実社会における数理知識の活用事例の紹介を目的として実施しており、現在弊社に所属する日本アクチュアリー会正会員の資格を持つ社員を講師として派遣しています。

アクチュアリー（Actuary）とは、保険業界などにおいて、確率論・統計学などの数理的手法を活用して、保険料の算出、責任準備金の計算、リスク管理など、財務の健全性を確保するために数理的専門業務を幅広く行う専門職能を言います。アクチュアリーの資格を取得するためには（社）日本アクチュアリー会の実施する試験に合格する必要があります。

講義を通じて学生達の間では年々保険業界・アクチュアリーへの関心が高まっているとともに、難関とされているアクチュアリー資格試験の学生合格者も毎年着実に輩出しており、同大学から生命保険会社や損害保険会社へ就職する事例が多くなってきています。



#### (2) スポーツ育成支援

2017（平成29）年2月25日と3月25日に「大同火災presents第7回デイゴーマン杯U-9少年サッカー大会」を開催しました。

本大会は、創業60周年記念事業の一環としてスタートし、沖縄県を拠点とするプロスポーツチームであるFC琉球と連携し、子供たちのスポーツ機会創出による健全な育成支援に協力することで、地域貢献を図りたいと考え開催しています。

大会は、うるま市具志川運動公園で行われ、子どもたちの活気あふれるプレーにスタンドからは多くの声援が寄せられていました。



#### (3) 使用済み切手寄贈

2017（平成29）年4月14日、那覇市社会福祉協議会へ使用済み切手の寄贈を行いました。同協会では、使用済み切手を換金し、年に一回開催される「紙おむつ支給決定交付式」の中で、紙おむつ交換券として体の不自由な方に贈られています。



## 5. 環境への取り組み『島エコプロジェクト』

当社では「お客さまと一体となって地球環境について考えていくとともに、沖縄の美しい自然環境を将来の世代に残していくこと」をコンセプトに、地球環境保全のためのエコプロジェクトとして『島エコプロジェクト～LOVE OKINAWA ECO PROJECT』を2011（平成23）年4月よりスタートさせました。

保険商品を通じてかけがえない沖縄の人と自然を守りたい！これが私たちの願いです。『島エコプロジェクト』では、お客さまとともに次の取り組み行っております。



### (1) 「エコ割引」の導入（DAY-GO!くるまの保険）

環境配慮型自動車であるハイブリッド車や電気自動車等の普及促進の観点から、これらの自動車に対する保険料割引制度を2011（平成23）年4月1日から導入しました。

### (2) 「Web約款」の導入

地球環境保全の観点より「紙の使用量削減」に努め、紙資源となる森林の保全に貢献するため、「Web約款」を導入しています。

※「Web約款」とは、ご契約後に郵送する冊子型に代えて、保険約款を当社のホームページで閲覧していただく方法のことをいいます。

### (3) 沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」への寄付支援

地球環境保全への貢献を目的に、沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体「特定非営利活動法人アクアプラネット」（<http://www.aqua-planet.org>）※に寄付を行っています。サンゴ礁はオニヒトデの食害や赤土の流出、海水温の上昇に伴う白化現象等により激減している現状にあり、サンゴ礁の保全・再生活動への支援は非常に意義のあるものだと考えております。

※特定非営利活動法人アクアプラネットについて

ダイバー仲間とともに水中の世界を見つめてきた中で、経済の発展と反比例するように悪化していく海の環境を何とかしたいとの思いから、理事長の田中律子氏を筆頭に、海の環境啓蒙活動や、沖縄県においてサンゴ礁の養殖・植え付け活動を行っている団体です。また、世界で初めて養殖サンゴの産卵を成功させ、映画「ていだかんかん」のモデルとなった金城浩二氏が常務理事を務めており、養殖・植え付けに関して確かな実績を持っています。



### (4) 「リサイクル部品使用特約」の販売

循環型社会を商品面より支援する観点から、DAY-GO!くるまの保険において「リサイクル部品使用特約」を販売しており、リサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

※リサイクル部品とは、使用済み自動車から取り出され、清掃、美化が施されたり、摩耗や劣化した部品を交換してから再度組み立てられた、品質が保証された部品の総称です。自動車の修理にリサイクル部品を使用することで、廃棄物を削減し、新品部品を使用する場合に比べて大幅なCO<sub>2</sub>の削減に貢献することができます。

### (5) 定例清掃

当社では、毎月10日を全社一斉の定例清掃日と位置付け、本店をはじめ、各営業支社・サービスセンターにおいて、店舗周辺の清掃活動を行っています。

地域の美化、クリーン活動の一環として、10年余にわたり、継続しています。



## 6. 損害保険業界の取り組み

### (1) 防災・自然災害対策

#### ①地震保険の普及・啓発

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生しています（出典：内閣府「防災白書」）。このことから「日本は地震大国」と言えます。

地震への備えとして、都道府県全体で2015（平成27）年度に火災保険を契約された方の60.2%が地震保険に加入しています（地震保険を単独でご契約いただくことはできません。）。2011（平成23）年に発生した東日本大震災以降、地震保険へ加入する方は増加しており、沖縄県における付帯率<sup>※1</sup>は2015（平成27）年度時点で51.5%となっています。一方で世帯加入率<sup>※2</sup>は14.3%と低く、全国で2番目に低い水準となっています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

※1 付帯率とは、当該年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険が付帯されている件数の割合です。

※2 世帯加入率とは、当該年度12月末の地震保険契約件数を当該年度1月1日時点の総務省の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値です。



#### ②地域の安全意識の啓発

- ・小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
- ・幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

#### ③地域の防災力・消防力強化への取り組み

- ・軽消防自動車の寄贈  
地域の消防力の強化に貢献するため、軽消防自動車を全国の自治体や離島へ寄贈しています。

- ・防火標語の募集と防火ポスターの制作  
総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は防火ポスターに使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

- ・ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発  
eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開しています。

### (2) 交通安全対策

#### ①交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- 自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援等
- 自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- 救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な医療費支払のための医療研修等

#### ②交通安全啓発活動

- ・交差点事故防止  
「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者の方への啓発を行っています。

- ・自転車事故防止活動  
自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故によ



る高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成しています。

• 高齢者の交通事故防止活動

チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。

• 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



### (3) 犯罪防止対策

#### ①盗難防止の日（10月7日）の取り組み

各地の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。

#### ②自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に民間側事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。

#### ③啓発活動

子どもが犯罪や不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

### (4) 環境問題への取り組み

#### ①自動車リサイクル部品活用の推進

CO<sub>2</sub>の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

#### ②エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ（DVD）とチラシを作成し、その普及に取り組んでいます。

#### ③環境問題に関する目標の設定

CO<sub>2</sub>排出量の削減と、廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

### (5) 保険金不正請求防止に向けた取り組み

#### ①保険金不正請求ホットラインの運営

「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

#### ②保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、保険金詐欺が重罪（※）であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」